

指定通所介護 夕なぎデイサービスセンターもものはな 運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 社会福祉法人夕凧会が開設する夕なぎデイサービスセンターもものはな(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

第2条 事業所の指定通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 1 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所は自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 夕なぎデイサービスセンターもものはな
所在地 岡山市東区宿毛748番地5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 2 生活相談員 1人以上(常勤兼務1名以上)
看護職員 1人以上
介護職員 3人以上(常勤専従1名以上)
機能訓練指導員 1人以上
- ・生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 1 営業日 年末年始(12/31～1/3)を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- 2 営業時間 8:00～17:00までを営業時間とする。
- 3 サービス提供時間 9:00～16:10

(利用定員)

第6条 利用定員は25名とする。

(通所介護事業の内容)

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- 1 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
ア 排泄の誘導・介助、イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助、ウ 養護(休養)
- 2 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。(屋外活動も含む)
ア 日常生活動作に関する訓練、イ レクリエーション、ウ 行事的活動、エ 体操、オ 筋力向上訓練、カ アイウオに係る屋内外活動も含む
- 3 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
- 4 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。

- 5 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
- 6 相談,助言に関する事・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- 7 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに100円。
 - 二 食費として、1日あたり578円。
 - 三 おむつ代として、その実費。
 - 四 その他指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる物に係る費用で、その利用者負担させる事が適当であると認められる物についてはその実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、岡山市立山南学園校区、岡山市立西大寺中学校区、瀬戸内市立牛窓中学校区、瀬戸内市立邑久中学校区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 利用者は通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 2 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
 - 3 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
 - 4 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

- 第11条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 通所介護事業の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者家族、当該担当介護支援専門員に連絡し必要な措置を講ずる。
 - 3 事業所は、通所介護事業の提供より賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。また、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。
- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
 - 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
 - 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年二回以上、避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- 2 虐待防止責任者を選定する。
 - 3 従業者に対する虐待防止の啓発及び普及に関する研修の実施。
 - 4 その他、虐待防止のために必要な措置を行う。
 - 5 事業所は、サービス提供中及び利用者居宅において、当該事業所の従業者又は利用者家族により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村へ報告する。

(成年後見制度の活用支援)

第14条 事業所は、利用者と適正な契約手続等を行うため必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第15条 事業所は、通所介護事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は 当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した通所介護事業に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は 当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を、次のとおり設け適切な業務態勢を整備する。また、通所介護事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上
- 2 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人夕凧会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、

平成22年5月1日から施行する。
平成24年4月1日から施行する。
平成25年4月1日から施行する。
平成26年4月1日から施行する。
平成27年3月1日から施行する。
平成27年4月1日から施行する。
平成27年8月1日から施行する。
平成27年11月1日から施行する。
平成28年3月1日から施行する。
平成30年4月1日から施行する。
令和03年8月1日から施行する。
令和04年4月1日から施行する。